

武内謙治著『少年法講義』

ISBN：978-4-535-52111-7 第1刷

(2015年6月10日更新)

訂正とお詫びについて

標記の本につき、以下のとおり訂正をし、お詫び申し上げます。

株式会社 日本評論社

・ 6頁 図3

誤) <禁固以上>

正) <禁錮以上>

誤) <罰金以上>

正) <罰金以下>

・ 15頁 7行目(項目番号12)

誤) 少年に対して刑事処分が科されえたりするのは

正) 少年に対して刑事処分が科されたりするのは

・ 20頁 5行目(項目番号16)

誤) 児福6条の2第8項

正) 児福6条の3第8項

・ 28頁 註(10)、436頁 註(27)、447頁 註(5)、457頁 註(6)

誤) 角田正切

正) 角田正紀

・ 32頁 6行目(項目番号31)

誤) 仮律例

正) 仮刑律

・ 41頁 表1 1948年法の少年年齢

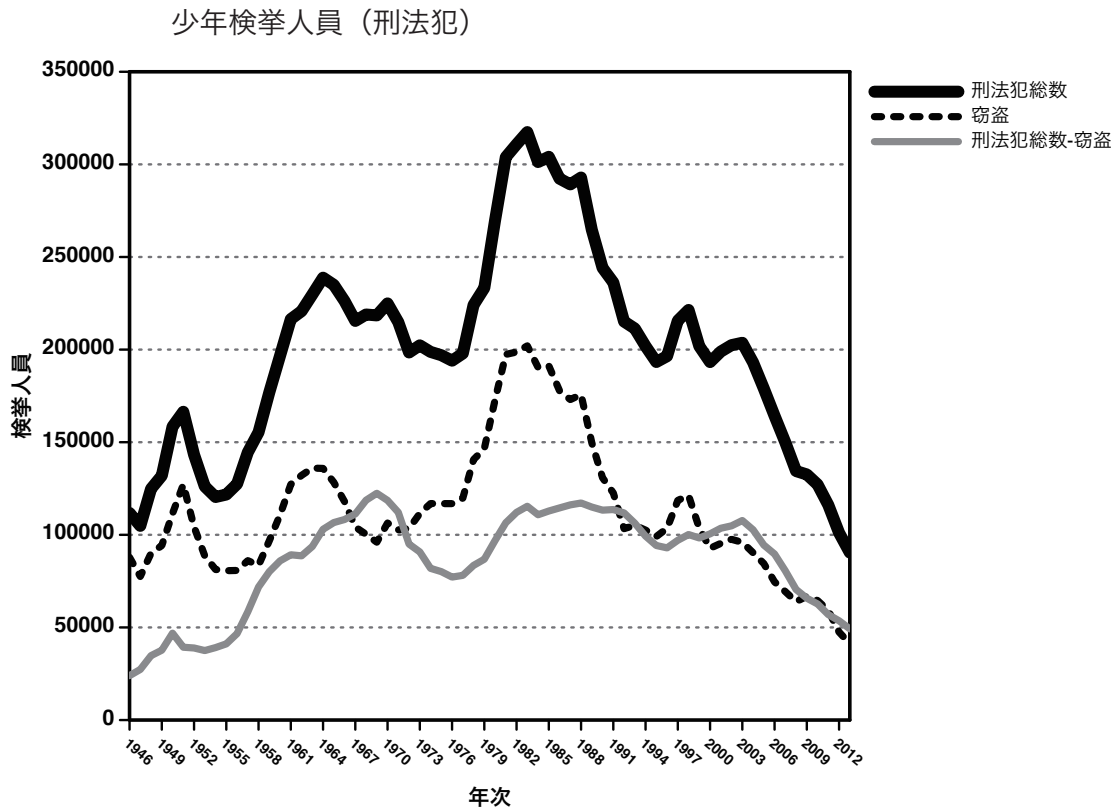
誤) 20歳未満(少3条)

正) 20歳未満(少2条)

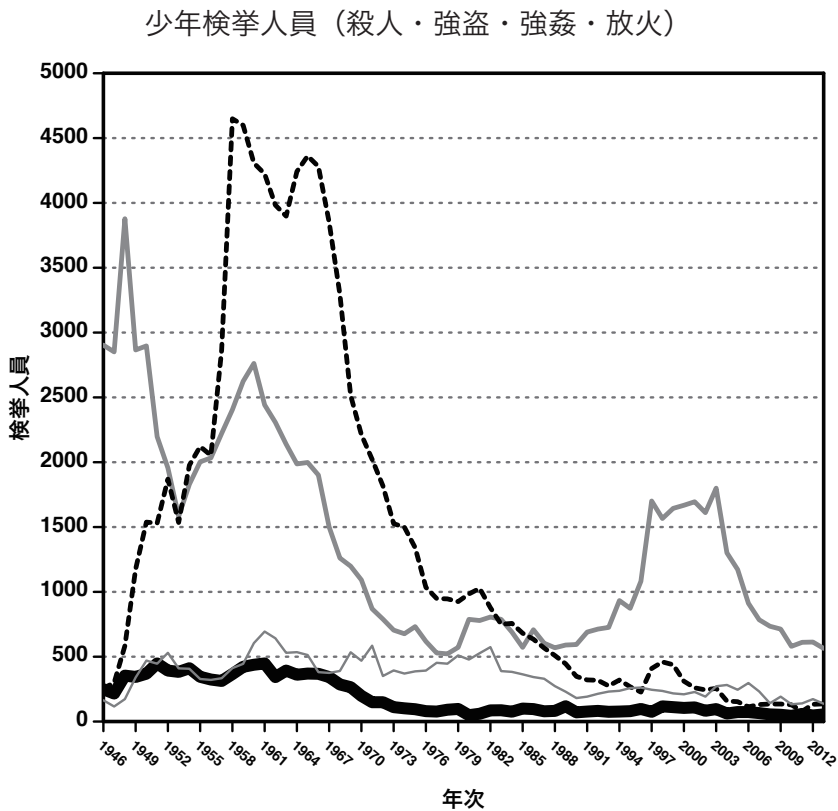
誤) x 軸の年次を示す表記に誤り

正) x 軸の年次表記を訂正した図に

(図版 2 点添付)



『犯罪白書』から作成



『犯罪白書』から作成

・ 66 頁 10 行目 (項目番号 66)

誤) 「年中少年」(16・17 歳)

正) 「中間少年」(16・17 歳)

・ 69 頁 2 行目～3 行目 (項目番号 73)

誤) 27.1%

正) 27.8%

誤) 41.9%

正) 41.5%

誤) 48.5%

正) 48.8%

誤) 57%

正) 57.5%

・ 81 頁 8 行目 項目番号 88

誤) ㉔介入原理

正) ㉔侵害原理

・ 85 頁 7 行目 項目番号 95

誤) 旧学校教育法 1 条

正) 旧教育基本法 1 条

・ 109 頁 6 行目 (項目番号 122)

修正前) 付添人は、法律記録に関しては閲覧と謄写の双方ができるものの、社会記録については閲覧のみが許される(少審規 7 条 2 項)。

修正後) 付添人は、法律記録を審判開始決定後権利として閲覧でき(少審規 7 条 2 項)、裁判所の裁量により謄写もできる(少審規 7 条 1 項)。社会記録についても同様の扱いがなされるものの、実際には裁判所の判断により謄写は許されないのが一般的である。

・ 135 頁 2～3 行目 (項目番号 151)

修正前) ① 3 条 1 項の柱書

修正後) ① 3 条 1 項 3 号の柱書

修正前) ② 同条同項

修正後) ② 同条同項同号

・ 161 頁 5 行目～6 行目 (項目番号 190)

誤) (少 6 条の 6、22 条の 2 第 1 項)

正) (少 6 条の 6 第 1 項)

・ 164 頁 13 行目 (項目番号 194)

誤) 貴船原女子苑

正) 貴船原少女苑

・169頁 註(1)

誤) 市町村などが設置

正) 都道府県が設置

・175頁 1行目(項目番号204)

誤) 子ども条約40条2項(b)(iii)

正) 子ども条約40条2項(b)(iv)

・177頁 6行目(項目番号207)

修正前) 通常逮捕の実体的な要件は、㉗逃亡または罪証隠滅のおそれなど逮捕の理由(刑訴199条1項)と、㉘必要性(同条2項但書)である。

修正後) 通常逮捕の実体的な要件は、㉗被疑者が罪を犯したことを疑う相当な理由(刑訴199条1項)と、㉘逃亡または罪証隠滅のおそれという逮捕の必要性の存在(同条2項但書、刑訴規143条の3)である。

・177頁 10行目(項目番号207)

誤) ㉗逃亡や罪証隠滅の能力

正) ㉘逃亡や罪証隠滅の能力

・178頁 図2 凡例

修正前) 警察から身柄送致

修正後) 警察から身柄送致(人員)

修正前) 検察庁逮捕

修正後) 検察庁逮捕(人員)

修正前) 逮捕の割合

修正後) 警察から身柄送致と検察庁逮捕の割合

・190頁 17行目(項目番号222)

修正前) 予備的請求とは、勾留に代わる観護措置が認められない場合には勾留を認めるよう求めるものである。

修正後) 予備的請求とは、勾留が認められない場合には勾留に代わる観護措置を認めるよう求めるものである。

・224頁 10行目(項目番号70)

誤) 代理人

正) 法定代理人

・240頁 10行目(項目番号291)

誤) 被看護在所者

正) 被観護在所者

・258頁 17行目(項目番号318)

修正前) 社会記録は、法律記録とともに少審規7条1項にいう「記録」に含まれ、付添人は審判開始決定後にこれらの閲覧、謄写の権利をもつ(少審規7条2項)(⇒649)。

修正後) 社会記録は、法律記録とともに少年審判規則7条1項にいう「記録」に含まれ、付添人は審判開始決定後にこれらを閲覧する権利をもつ(少審規7条2項)(⇒649)。謄写については、法律記録・社会記録ともに、少年審判規則7条2項に明文の規定がなく、同条1項により裁判所の裁量に委ねられていると解されている。

・262頁 9行目、10行目（項目番号324）

修正前) 少審規29の2

修正後) 少審規29条の2

・344頁 註(14)

誤) 施設送致申請事件の

正) 施設送致申請事件は

・367頁 17行目（項目番号464）

誤) (上記東京高決平11・9・9)

正) (東京高決平14・4・3家月54巻8号54頁/東京刑時報53巻1～12号44頁)

・417頁 註(2)

誤) 禁錮上

正) 禁錮以上

・431頁 19行目（項目番号537）

誤) より多くの事案を検察官送致しなければならなくなったりするわけではない。

正) より多くの事案を検察官送致しなければならなくなったりするわけではない。

・457頁 20行目（項目番号574）

誤) 成人と少年との間で大きくなった「較差」が大きくなったという問題がある。

正) 成人と少年との間で「較差」が大きくなったという問題がある。

・489頁 21行目（項目番号620）

誤) 子どもの権利条約40条2項(b)(ii)

正) 子どもの権利条約40条2項(b)(vii)

・512頁 8行目（項目番号649）

修正前) 記録・証拠物の閲覧・謄写権（少審規7条2項）

修正後) 記録・証拠物の閲覧権（少審規7条2項）

・555頁 裁判例索引

誤) 横浜家決平26・5・2判例集未登載……28, 286

正) 誤) 横浜家決平26・5・2判例集未登載……283, 286